

弁護団声明

- 那覇地方裁判所による訴え却下判決（門前払い不当判決）を受けて -

2023年（令和5年）5月23日

石垣住民投票訴訟弁護団

1 はじめに

那覇地方裁判所民事第2部（福渡裕貴裁判長）は、本日、原告らの請求を門前払いし、石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票に投票することができる地位があること等の確認の訴えを却下した（以下「本判決」という。）。

2 本件訴訟の意義

本件訴訟は、石垣市自治基本条例に規定された市長が住民投票を実施すべき義務を負う要件である有権者の4分の1以上の署名をはるかに超える有権者の約3分の1以上の署名を集めて請求されたにもかかわらず、いまだ実施されていない石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票に投票することができる地位にあること等の確認を請求する訴訟である。

石垣市民、特に、前記住民投票の実施請求をなした請求代表者や署名者は、今日に至るまで、住民投票によって政治的意思を表明する権利を奪われ続けている。本件訴訟は、憲法上も極めて重要な政治的意思を表明する権利の実現を図るために、司法権をつかさどる裁判所に権利救済を求めるものであって、いわば最後の手段であった。

3 裁判所は人権救済の役割を放棄した

ところが、那覇地方裁判所民事第2部（福渡裕貴裁判長）は、石垣市自治基本条例における住民投票条項が2021年6月29日にいずれも削除されていること、原告らの確認請求はいずれも確認の利益がないことを理由として、原告らの訴えを却下する門前払いの不当判決を下した。このような本判決は、明らかに誤った法解釈に基づいて原告らの請求に対して真正面から判断することなく、原告らの請求が認められるかどうかの判断から逃げ出したものである。そして、本判決は、住民投票によって政治的意思を表明する権利を奪われ続けている石垣市民、特に、前記住民投票の実施請求をなした請求代表者や署名者の人権を蔑ろにするものであり、人権救済の最後の砦としての司法の役割を放棄するもの

であって、司法権をつかさどる裁判所としてありえない判決であるというほかない。

4 最後に

本判決は、住民投票条項の削除が遡及的に適用されることを前提としており、根本的に法解釈を誤っている。この点、石垣市の憲法である石垣市自治基本条例の削除前の規定からすれば、中山義隆石垣市長が石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票実施義務を負っていることは、火を見るよりも明らかである。

したがって、我々は、石垣市の有権者の約3分の1以上の署名を集めて請求された石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票を実施させ、憲法上も極めて重要な政治的意思を表明する権利の実現を図るために、引き続き、全力で取り組む所存である。我々は決して諦めない。原告らはこのような不当判決にひるむことなく、本判決に控訴することをすでに決意しておられます。

以 上